

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年12月17日

【会社名】 株式会社キリン堂ホールディングス

【英訳名】 KIRINDO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 寺西 豊彦

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

【電話番号】 06(6394)0100(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員財務経理部長 熊本 信寿

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

【電話番号】 06(6394)0100(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員財務経理部長 熊本 信寿

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年12月16日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該臨時株主総会が開催された年月日

2020年12月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式合併の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、1,618,678株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2021年1月8日

効力発生日における発行可能株式総数

28株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第11条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	101,710	7,966	0	(注)	可決 92.73
第2号議案	101,710	7,966	0	(注)	可決 92.73

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

以上